

## ○千葉大学医学部附属病院診療規程

（平成22年11月15日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、千葉大学医学部附属病院規程第30条の規定に基づき、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における診療に関する基本的事項を定めるものとする。

（診療の種類）

第2条 診療の種類は、外来診療及び入院診療とする。

（休診日及び受付時間）

第3条 外来診療の休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、救急患者については、この限りではない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

2 外来診療の受付時間は、午前8時30分から午前10時30分までとする。ただし、診療を受けようとする診療科等の予約又は了解がある場合はこの限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、病院長が特に必要と認めるときは、臨時に休診日を設け、又は受付時間を変更することができる。

（外来診療時間）

第4条 外来診療時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、救急患者及び診療を受けようとする診療科等の予約又は了解がある場合はこの限りではない。

（外来診療の手續）

第5条 新たに外来診療を受けようとする者は、病院所定の診療申込書に必要事項を記入し、提出しなければならない。この場合において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他社会保険に関する法令又は生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の医療の給付に関する法令（条例及び規則を含む。）により診療を受けようとする者は、その法令に定める被保険者証等の証票を併せて提示しなければならない。なお、緊

急時又はやむを得ない事由により事前に診療申込書を提出することができない場合は、事後速やかに提出するものとする。

- 2 前項に規定する診療申込書の提出があった場合は、受診票及び受診登録カードを交付するものとする。
- 3 前項の規定により受診票及び受診登録カードの交付を受けた者は、診療を受けようとする診療科等の受付に当該受診票を提出しなければならない。
- 4 再来患者で予約がある場合は、受診登録カードを再来受付機に挿入することにより、受診手続を行うものとする。なお、再来患者で予約がない場合には、別途手続を行なうものとする。

（入院診療の手続）

第6条 入院診療を受けようとする者は、病院所定の入院申込書・同意書及び診療費支払保証書（以下「入院申込書」という。）に記載されている事項を十分に理解した上で、入院申込書に、必要事項を記入し、提出しなければならない。この場合において、入院申込書の連帯保証人欄には、民法上の保証人たる資格を有する者が連署しなければならない。

- 2 入院に際して特別療養環境室の使用を希望する者は、入院予約時に担当医師又は看護師に申し出たうえ、入院時に特別療養環境室使用申込書を提出しなければならない。

（面会時間）

第7条 入院患者との面会時間は、午後2時から午後7時までとする。

（入院患者の外出又は外泊）

第8条 入院患者が外出又は外泊をしようとするときは、病院長の許可を受けなければならない。

（退院の手続）

第9条 入院患者が退院しようとするときは、病院長の許可を受けなければならない。

（費用の債権管理）

第10条 診療に要した費用の債権及びその管理については、別に定める。

（患者及びその関係者への対応）

第11条 病院職員及びその他病院に関係する者は、患者及びその関係者に対し、

誠実に対応しなければならない。

（診療及び各種検査等への協力）

第12条 患者及びその関係者は、この規程及び病院内の諸規則（以下「本規程等」という。）並びに病院職員の指示に従い、療養に専念するとともに診療及び各種検査等の実施に協力しなければならない。

（診療等の制限）

第13条 病院長は、患者及びその関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、外来診療若しくは入院診療を拒み、又は退院を命ずることができる。この場合において、第7号に該当するときは、緊急の場合を除き、別に定める再請求手続を経るものとする。

- 一 診療若しくは入院の必要を認めないとき、又はその必要がなくなったとき。
  - 二 療養に専念せず、診療目的に従った行動をしなかったとき。
  - 三 他の外来患者又は入院患者等の診療を妨げるおそれがあると認めたとき。
  - 四 病院内の風紀又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
  - 五 病院業務を妨害し、又は病院の名誉若しくは財産に危害を加えるおそれがあると認めたとき。
  - 六 他の外来患者、入院患者、見舞客、病院職員その他病院に関係する者（以下「患者等」という。）の生命、身体、名誉、財産又は精神に危険を及ぼすおそれがあると認めたとき。
  - 七 診療に係る費用などの料金を滞納したとき。
  - 八 本規程等及び病院職員の指示並びにその他法令に違反したとき。
  - 九 その他病院長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により外来診療若しくは入院診療を拒まれた者又は退院を命ぜられたことにより退院した者は、その者の生命に関わる緊急事態と認められる場合に限り、再度外来診療又は入院診療を受けることができる。
- 3 前項の規定により再度入院診療を受ける者は、退院を命ぜられる原因となった行為を行わないことその他の誓約事項が記載された入院申込書を病院長に提出しなければならない。
- 4 前項の入院申込書の様式は、その都度定める。

（安全の確保）

第14条 病院長は、患者等の安全の確保のために必要と認めたときは、警察・消

防等関係機関への出動要請など必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、診療に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。ただし、令和4年8月31日現在改正前の第6条の規定により入院同意書及び意向確認書の交付を受けている者については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。